

光が丘第三中学校

サポーターズクラブ規約

2025年4月1日施行

第1章 名称および設置場所

第1条 本会は、練馬区立光が丘第三中学校サポーターズクラブと称する。

第2条 本会の運営拠点は、練馬区立光が丘第三中学校内に設置する。

第2章 目的および活動

第3条 本会は、学校と家庭と地域が相互に連携し、生徒全員の教育環境向上のための諸活動を行う。

第3章 方針

第4条 本会は、生徒にかかわる諸問題について研究し討議するが、学校の管理運営や教職員の人事については干渉しない。

第5条 本会は、営利活動を行わない。また、宗教的、政治的活動のすべてに関与しない。

第6条 学校教育法、地方公務員法、教育基本法、社会教育法、個人情報保護法をはじめとする各法律に従って、公益性をベースに活動する。

第7条 本会は、他団体のいかなる支配統制干渉も受けない。

第4章 サポーター

第8条 本会を構成するメンバーをサポーターと称し、光が丘第三中学校に在籍する生徒の保護者、またはこれに代わる者は、サポーターになることができる。

第9条 連絡ツール（現在はオープンチャット、以下「ツール」と称する）に自らの意思で参加・登録した者をサポーターとし、サポーターはツールの利用を前提とする。

第10条 サポーターは、ツールの利用を中止することで自由に退会することができる。また、ツールの利用再開により自由に再入会することができる。

第11条 ツールの運用ルールは、別途定める。

第5章 会計

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13条 本会の経費は、総会で議決された予算に基づいて執行されなければならない。

第14条 本会の決算は、会計監査を経て、総会で承認を得なければならない。

第15条 学校に対して物品などを寄贈する場合、練馬区の寄付採納手続きに則って実施する。

第6章 支援金

第16条 本会の経費は、総会で決定した支援金、およびその他の収入をもってこれに充てる。

第17条 支援金は、サポーターの自由意思に基づき支払われるものとし、強制はあってはならない。金額は年度ごとに定めるが、1,000円を超えないこととする。

第7章 総会

第18条 総会は本会の最高議決機関であり、全サポーターをもって組織される。

- 第 19 条 総会には定期総会と臨時総会がある。
- 第 20 条 定期総会は年度初めに開催する。
- 第 21 条 臨時総会は、スタッフより提起され、ツールにおいて有効回答数の過半数の賛同により開催することができる。無回答、白紙は棄権とみなす。
- 第 22 条 サポーターは議決権を行使することができる。なお、議決権は 1 家庭に 1 個とする。
- 第 23 条 総会の定足数は、議決権の数の三分の一以上とし、回答者の過半数の同意をもって議決する。

第 8 章 運営およびスタッフ

- 第 24 条 本会の運営は、スタッフが、適宜ミーティングを実施しながら運営する。
- 第 25 条 スタッフの選出については立候補制とする。
- 第 26 条 スタッフは定期総会で承認され、翌年度の定期総会までを任期とする。また、同一役職の任期は連続二期を上限とする。
- 第 27 条 スタッフの中から代表を 1 名、副代表を複数名、書記を 1 名、置くことができる。
- 第 28 条 スタッフには、必ず会計を 2 名置く。
- 第 29 条 スタッフには、Web 担当などの専門職を適宜、必要に応じて置くことができる。
- 第 30 条 学校との連携を図るため、適宜、運営委員会を開催し、校長、副校長をはじめとする教職員も参加することができるものとする。
- 第 31 条 スタッフの人数が不足すると認めた場合、総会の承認を得た上で、本会の活動は休止または解散することができる。

第 9 章 会計監査

- 第 32 条 本会を監査するため、少なくとも 2 名の会計監査を置く。立候補もしくはスタッフにより推薦され、総会で承認されるものとし、任期は一年とする。なお、再任を妨げない。

第 10 章 細則

- 第 33 条 本会の運営に必要な細則は別に定める。

第 11 章 改正

- 第 34 条 この規約を改正するときは、総会の議決を必要とする。

第 12 章 付則

この規約は 2025 年 4 月より施行する。

禁止事項

1. 保護者に対して、ツールに参加するよう強要してはならない。
2. スタッフ、およびその代表者となることを、強要してはならない。
3. 学校から生徒名簿を受け取ってはならない（個人情報の不正取得）。受け取りたい場合は、全保護者に対して、当会に個人情報を提供する同意書の配布を学校側に依頼し、同意した保護者の情報のみを受け取ること。
4. ツールに参加しない保護者やその生徒を意図的に差別するような行事を行ったり、差別するために記念品などの物品を配布してはならない。